

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

柏崎刈羽原子力発電所第1号機 荒浜側焼却設備スラッジ脱水機改造工事 運転性能試験における不具合事象の対策ならびに使用前検査に関する対応方針について

1. 発生事象の概要について

柏崎刈羽原子力発電所第1号機において実施中の荒浜側焼却設備スラッジ脱水機改造工事は一号使用前検査の受検を終了し、五号使用前検査の受検に向けて運転性能試験を実施していたが、2020年1月11日の試験実施中に「脱水設備異常」および「スラッジ系閉塞」の警報が発生したため試験を中断した。

原因調査のため「スラッジ脱水機（以下、脱水機と称す）」および「スラッジー時受ホッパ（以下、ホッパと称す）」の内部確認を実施したところ、設計上想定していない箇所への脱水樹脂混入事象が確認されたことから、設備内の詳細点検ならびに模擬装置を用いた再現性確認を行い、事象発生メカニズムの原因究明調査ならびに対策検討を実施した。

2. 不具合発生状況および対策について

試運転中および状況確認において確認された不具合および対策について、以下の図1および表1に示す。なお、表1左欄の番号①～⑤は図1中の不具合発生箇所を示している。

図1 廃スラッジ系系統図 不具合発生箇所について

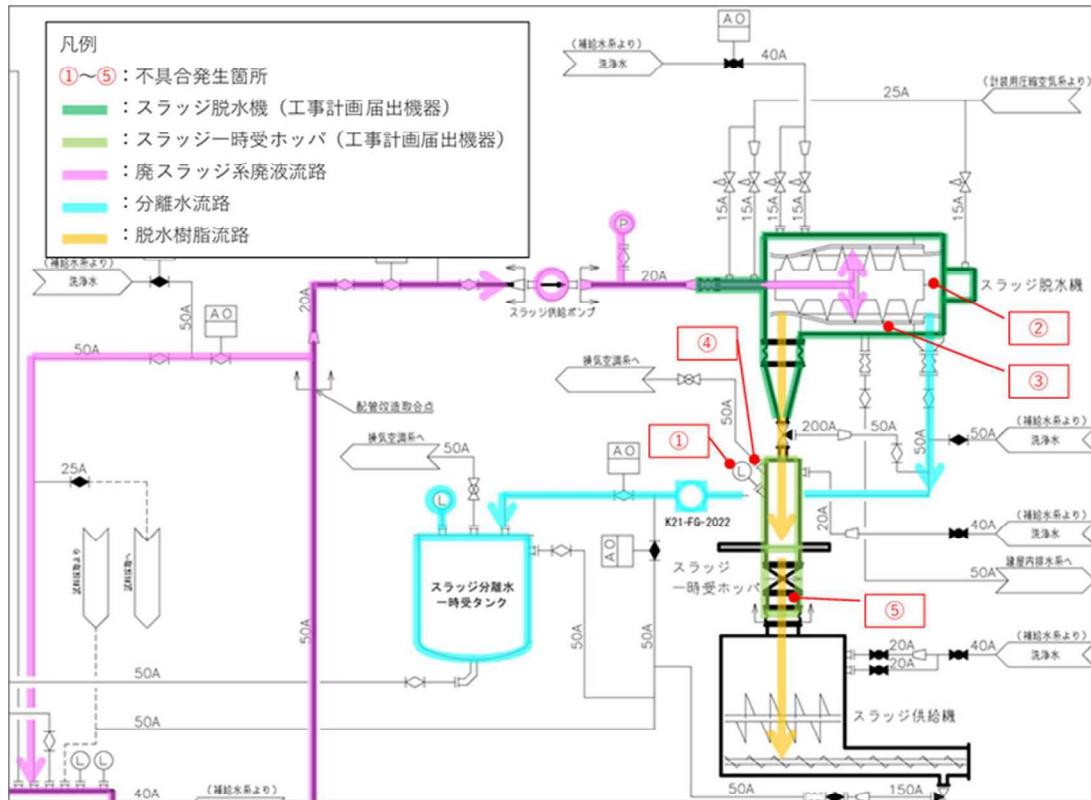


表1 不具合発生状況および対策について

	不具合内容、原因および対策
①	(内容) 試運転中に <u>ホッパレベルスイッチ</u> の誤検知による「スラッジ系閉塞」警報が発報 (原因) ホッパレベルスイッチへの樹脂付着により誤検知が発生 (対策) 検証試験において誤検知が発生しなかった別検知方式のレベルスイッチへ型式変更
②	(内容) 試運転中に <u>脱水機差動機の過負荷</u> による「廃スラッジ供給脱水異常」警報が発報 (原因) 運転中に供給樹脂濃度が増加した際の影響を考慮した差速設定としなかった (対策) 差動機の軸動力負荷に裕度を確保し、供給する廃液の濃度変動に対応できるものとするため、差速設定を試運転時の設定値より大きい値に変更
③	(内容) 過負荷停止発生後の全体点検にて、 <u>脱水機中間空間内に樹脂の流入</u> を確認 (原因) 分離水配管内の圧力が上昇したことで大気圧設計の脱水機中間空間へシールエアと共に分離水に含まれていた樹脂が流出した (対策) 分離水配管内の圧力に変化が生じないよう、分離水配管途中に均圧ポットを追設し均圧ポットのベントを換気空調系へ接続する系統構成へ変更。また、ベント配管の接続先についても系統外へ流出することがないよう均圧ポットへの接続へ変更
④	(内容) <u>ホッパベントノズルに樹脂の閉塞</u> を確認 (原因) ホッパの樹脂受入れにより発生するベントエアに投下中の樹脂が巻き込まれベントノズルに流入 (対策) ホッパベント配管内への樹脂流入を防止することは困難であることから、系統外への樹脂流出を防止するためホッパ上部に以下の対策を実施し取替を実施 (1) ベントノズル付近に溜まった樹脂をホッパ内へ押し込む清掃機構を設置 (2) ベント配管清掃機構の下流側にはフィルタを設置
⑤	(内容) ホッパからの排出時に <u>粉末樹脂のホッパ内閉塞</u> を確認 (原因-1) スライドダンバおよび伸縮継手に内径差（段差）があるため段差で樹脂が止まり落下しない (原因-2) スラッジ供給機側の排気不良によりホッパの途中で樹脂が止まる、またはゆっくりと落下する (対策-1) スライドゲートおよび伸縮継手の内径をホッパ胴板部と同径とするため改良品へ取替を実施 (対策-2) スラッジ供給機の廃棄不良解消のためスラッジ供給機にベントラインを設置

3. 工事計画届出への影響について

本改造工事については、原子炉等規制法第43条の3の10第1項に基づき、2016年1月13日に工事計画の届出（原管発官27第146号）ならびに2016年2月5日に一部補正届出（原管発官27第261号）を実施し工事実施中であることから、今回の不具合対策実施に伴う工事計画への影響について確認を行い、本文「II工事計画」に変更がないことを確認した。

なお、「添付書類V-5-1届出設備に係る耐震設計の基本方針」、「添付書類V-5-2-2スラッジ一時受ホッパの耐震性についての計算書作成の基本方針」、「添付書類V-5-5スラッジ一時受ホッパの耐震性についての計算書」、「添付書類V-8-2放射性廃棄物の廃棄施設に係る系統図 第2-1図 廃スラッジ系系統図（変更後）」および「添付書類V-8-3構造図 第3-2図 スラッジ一時受ホッパ構造図」の一部については変更があるが、工事計画の変更届出には該当しないと考えている。

また、現行の実用炉規則において記載すべき事項となった「放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法」については、本工事の工事計画届出時点では記載要求がなかったことから、工事計画届出書には同工事の方法は記載されていないが、今回の不具合対策により、工事の方法に追加が必要となる新たな工事手順並びに検査方法がないことから、工事の方法に影響がないことを確認した。

4. 使用前検査への影響について

本改造工事に関する適合性確認検査について、一号使用前検査に係る範囲は実施済みであり、また一号使用前検査については既に受検を完了している状態であるが、不具合対策の実施に伴い工事計画届出機器において構造変更等を実施する必要があることから、これら実施済みの検査については一部再実施が必要になると考えている。表2のとおり、使用前検査の影響評価ならびに再検査に関する考え方の整理を行った結果、使用前検査の一部の検査項目においては受検が完了している状態から変更が生じることから、再検査の実施が必要であると考えている。

表2 一号使用前検査に対する影響評価および再検査要否（案）について

工事計画届出 対象機器	検査項目	影響評価	再検査要否 (案)
主配管	材料検査 寸法検査 外観検査 組立て及び 据付け状態 を確認する 検査 耐圧検査・ 漏えい検査	【検査対象範囲】 主配管の構造全体 工事計画記載事項（最高使用圧力、最高使用温度、外形、厚さ、 材料） 【影響評価】 不具合対策において配管改造を実施するが、主配管に対する 設備変更は実施しないことから受検済み検査の品質記録に影響 はなく再検査不要と考える。	不要
スラッジ 脱水機	材料検査	【検査対象範囲】 ケーシング 【影響評価】 不具合対策において、スラッジ脱水機に対する構造変更は実 施しないことから受検済み検査の品質記録に影響はなく再検査 不要と考える。	不要
	寸法検査	【検査対象範囲】 工事計画記載主要寸法（スラッジ入口内径、スラッジ出口内 径、たて、横、高さ） 【影響評価】 不具合対策において、スラッジ脱水機に対する構造変更は実 施しないことから受検済み検査の品質記録に影響はなく再検査 不要と考える。	不要
	外観検査 組立て及び 据付け状態 を確認する 検査	【検査対象範囲】 スラッジ脱水機の構造全体 【影響評価】 不具合対策において、スラッジ脱水機に対する構造変更は実 施しないが、脱水機下流の分離水配管およびベント配管につい て改造を実施するため、受検時点から取り合い部分の状態が変 わることから再検査が必要と考える。	要

工事計画届出 対象機器	検査項目	影響評価	再検査要否 (案)
スラッジ 一時受ホッパ	材料検査	<p>【検査対象範囲】 胴板部</p> <p>【影響評価】 要目表には胴板部の材料を記載しているが、胴板部の構造変更は実施しないことから受検済み検査の品質記録に影響はなく再検査不要と考える。</p>	不要
	寸法検査	<p>【検査対象範囲】 工事計画記載主要寸法（たて、横、高さ）</p> <p>【影響評価】 要目表の主要寸法のうち「たて、横」については、胴板部の外径を記載しているが、胴板部の構造変更は実施しないことから受検済み検査の品質記録に影響はなく再検査不要と考える。</p> <p>要目表の主要寸法のうち「高さ」については、スライドゲート上端からホッパ上部上端までの寸法を記載している。ホッパ上部は構造変更に伴い同一高さの構成部材と取替を実施するため、主要寸法「高さ」に変更は生じないが、受検時点から構成部材が変わることから、再検査が必要と考える。</p>	<p>「たて、横」 不要</p> <p>「高さ」 要</p>
スラッジ 一時受ホッパ	外観検査	<p>【検査対象範囲】 スラッジ一時受ホッパの構造全体</p> <p>【影響評価及び対応策】 スラッジ一時受ホッパを構成するホッパ上部およびスライドゲートの構造変更を実施するため、受検時点から状態が変わることから、再検査が必要と考える。</p>	要
	組立て及び 据付け状態 を確認する 検査	<p>【検査対象範囲】 スラッジ一時受ホッパの構造全体</p> <p>【影響評価及び対応策】 スラッジ一時受ホッパの設置位置を固定する脚部、梁部並びに基礎ボルト部に変更はないがホッパ上部およびスライドゲートの構造変更を実施するため、受検時点から状態が変わることから、再検査が必要と考える。</p>	要

5. 今後の対応方針について

不具合対策として設備改造を実施するにあたり以下の対応を行うことを考えている。

(1) 届出済み工事計画に対する対応について

今回実施する設備改造は、実用炉規則第11条第2項における「軽微な変更」に該当することから、工事計画の変更届出に係る手続きには該当しないと考えている。

なお、工事計画の変更届出の手続きには該当しないと考えているが、工事計画添付書類において記載内容に変更が生じることから、当社 QMS に基づく改訂管理を適切に実施することで対応したいと考えている。

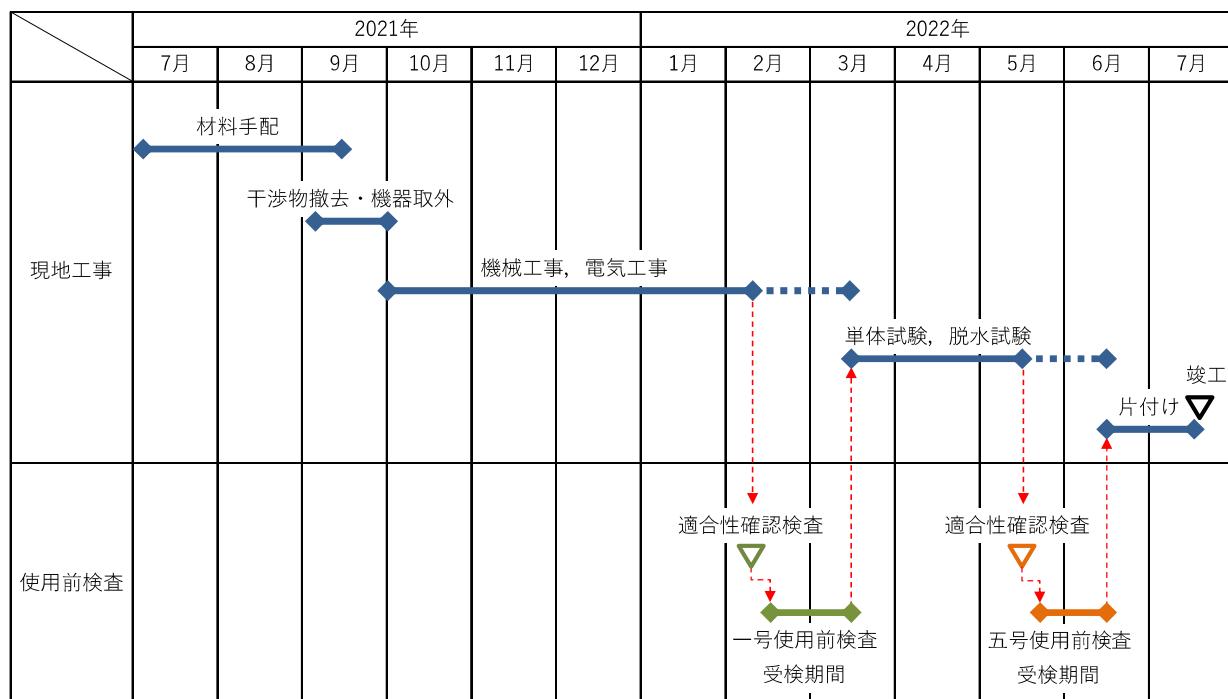
(2) 使用前検査に対する対応について

受検済みの一号使用前検査のうち、表 2 に示す再検査の実施が必要と考えている検査項目について、再検査を実施いただきたい。

なお、五号使用前検査については検査受検前であったことから再検査対象はない。

6. 今後の工程について

今後の主な工程は以下の通り。



7. ご確認事項

一号使用前検査について、受検が完了している状態から変更となる範囲については再検査を実施いただくことを考えているが、再検査を実施いただく範囲および検査項目について今後確認させていただきたい。なお、再実施する適合性確認検査の範囲および検査項目については別途ご説明させていただきたい。

以上